(農林水産委員会)

合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 流 通 及 び 利 用 \mathcal{O} 促 進 12 関 す る 法 律 案 衆 第二 九 号) 衆 議 院 提 出 要

本 法 律 案 は 我 が 玉 及 び 外 玉 に お け る 違 法 伐 採 及 び 違 法 伐 採 に 係 る 木 材 \mathcal{O} 流 通 が 地 球 温 暖 化 \mathcal{O} 防 止 自 然

環 境 \mathcal{O} 保 全 林 産 物 \mathcal{O} 供 給 等 \mathcal{O} 森 林 \mathcal{O} 有 す る 多 面 に わ た る 機 能 に 影 響 を 及 ぼ す お そ れ が あ り ま た 木 材 市

場 に お け る 公 正 な 取 引 を 害 す る お そ ħ が あ る t \mathcal{O} で あ る ことに 鑑 み、 自 然 環 境 \mathcal{O} 保 全 に 配 慮 L た 木 材 産 業 \mathcal{O}

持 続 的 カ 0 健 全 な 発 展 を 义 り、 ŧ 0 て 地 域 及 び 地 球 \mathcal{O} 環 境 \mathcal{O} 保 全 に 資 す る た \Diamond 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 流 通 及 75

利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 L 基 本 的 な 事 項 を 定 8 る <u>لے</u> ح Ł に、 木 材 関 連 事 業 者 に ょ る 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 利 用 \mathcal{O} 確 保 \mathcal{O}

 \emptyset \mathcal{O} 措 置 等 を 講 じ ょ うと す る ŧ \mathcal{O} で あ り、 そ \mathcal{O} 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お り で あ る。

一、定義

1 木 材 等 لح は 木 材 及 び 木 材 を 加 工 し、 又 は 主 た る 原 料 と し て 製 造 L た 家 具、 紙 等 \mathcal{O} 物 品 で あ 0 7

主務省令で定めるものをいうこととする。

2 合 法 伐 採 木 材 等 لح は 我 が 玉 又 は 原 産 玉 \mathcal{O} 法 令 に 適 合 L 7 伐 採 さ れ た 樹 木 を 材 料 とす る 木 材 及 75

当 該 木 材 を 加 工 し、 又 は 主 た る 原 料 と L て 製 造 L た 家 具、 紙 等 \mathcal{O} 物 品 で あ 0 て 主 務 省 令 で定 8 る t \mathcal{O} を

た

1 うこととする。

3 木 材 関 連 事 業者」 とは、 木 材 等 \mathcal{O} 製 造、 加 Τ΄ 輸 入、 輸 出 又 は 販 売 をする事 業、 木 材 を 使 用 L て 建

築 物 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 工 作 物 \mathcal{O} 建 築 又 は 建 設 を す る事 業 そ \mathcal{O} 他 木 材 等 を 利 用 す る事 業 で あ 0 て 主 務 省 令 で 定 め る

£ \mathcal{O} を 行 う 者 を 1 うこととす る

基 本 方 針 \mathcal{O} 策 定

1 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 流 通 及 び 利 用 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 基 本 方

針

通 及 び 利 用 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} 基 本 的 方 向 に 関 す る 事 項 等 を 定 \Diamond た 基 本 方 針 を 定 め る ŧ 0) とすることとする。

2 国 \mathcal{O} 責 務

流

主

務

大

臣

は

合

法

伐

採

木

材

等

 \mathcal{O}

流

通

及

び

利

用

を

総

合

的

カュ

0

計

画

的

に

推

進

す る

ため、

合

法

伐

採

木

材

等

 \mathcal{O}

玉 は 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 流 通 及 び 利 用 を促 進 するため、 必 要 な 資 金 0) 確 保 そ 0) 他 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る ょ う

努 め な け れ ば な 5 な 11 こととするととも に、 木 材 等 \mathcal{O} 適 正 な 流 通 \mathcal{O} 確 保 12 関 す る 法 令 に 関 す る 情 報 0) 収

集 及 び 提 供、 木 材 関 連 事 業 者 \mathcal{O} 登 録 制 度 \mathcal{O} 周 知 等 必 要 な 措 置 を講 ずる ŧ 0 とすることとする。

 \equiv 木材 関 連 事 業 者 0) 判 断 0) 基 準 となるべ き事 項

主 務 大 臣 は、 合 法 伐 採 木 材 等 0 流 通 及 び 利 用 を 促 進す る た め、 主 務 省令で、 木 材 関 連 事 業 者 が 合 法 伐 採

木 材 等 \mathcal{O} 利 用 を 確 保 す る た \otimes に 取 ŋ 組 む べ き 措 置 に 関 L 木 材 関 連 事 業 者 \mathcal{O} 判 断 \mathcal{O} 基 準 لح な る べ き 事 項 を

定 \Diamond る t \mathcal{O} とすることとするととも に、 木 材 関 連 事 業 者 に 対 L 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 利 用 を 確 保 す る ため

 \mathcal{O}

措 置 に 0 1 て 必 要 な 指 導 及 び 助 言 を することが できることとする。

四、木材関連事業者の登録

1 木材関連事業者の登録

木 材 関 連 事 業 者 で あ 0 て そ \mathcal{O} 取 ŋ 扱 う 木 材 等 に 0 7 て 合 法 伐 採 木 材 等 \mathcal{O} 利 用 を 確 保 す る た 8 \mathcal{O} 措 置 を

適 切 か 0 確 実 に 講 ず る t \mathcal{O} は 主 務 省 令 で 定 \Diamond るところ に ょ り、 五. \bigcirc 主 務 大 臣 \mathcal{O} 登 録 を 受 け た 者 以

登 録 実 施 機 関 لح 1 う。 が 行 う 登 録 を受け ることが できることとす う。 。

2 名称の使用

1 \mathcal{O} 木 材 関 連 事 業 者 0 登 録 を受け た 者 は、 主 務省 令 で 定めるところに ょ り、 当 該 登 録 12 係 る 合法 伐 採

木 材 等 \mathcal{O} 利 用 を 確 保 す る た め \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る 事 業 \mathcal{O} 範 囲 に お 1 て、 登 録 木 材 関 連 事 業 者 とい う名 称 を 用

いることができることとする。

下

五、登録実施機関の登録

兀 \mathcal{O} 1 \mathcal{O} 主 務 大 臣 \mathcal{O} 登 録 は、 木材関 連 事業者 0) 登 録 に関する事務を行おうとする者 0 申 請 により行うこ

ととする。

六、国際協力の推進

玉 は 外 玉 に お け る違 法 伐 採 \mathcal{O} 抑 止 \mathcal{O} た め \mathcal{O} 玉 際的 な連 携 \mathcal{O} 確 保 そ 0 他 0) 合 法 伐採 木材等 \mathcal{O} 流 通 及び 利

用 に 関 す る 玉 際 協 力 を 推 進 す る た め に 必 要 な 措 置 を 講 ず る ŧ \mathcal{O} とすることとす る。

七、報告及び立入検査

主 務 大 臣 は、 ک 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行 に 必 要 な 限 度に お 1 て、 木 材関 連事 · 業 者 に 対対 し、 合法 伐採 木材等 0) 利用 0)

確 保 \mathcal{O} 状 況 に 関 L 報 告 I をさ せ、 又 は その 職 員 に、 <u>\f</u> 入 検 査 をさせることができることとする。

八、施行期日等

1 \mathcal{O} 法 律 は 公 布 \mathcal{O} 日 か ら起算して一 年を経 過 L た日 カ ら施行することとする。

2 政 府 は、 ک 0) 法 律 \mathcal{O} 施 行 後 五 年を目途として、 この 法 律 0 施 行 の状況について検討を加え、 その結果

に基づいて必要な措置を講ずるものとすることとする。